

葛飾区スタジアム構想事業検討委員会傍聴要領

令和8年7月3日

委員長 決定

(趣旨)

第1条 この要領は、葛飾区スタジアム構想事業検討委員会設置要綱（令和8年6月11日付け8葛政政第119号区長決裁。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、葛飾区スタジアム構想事業検討委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、要綱第6条の規定に基づき、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席、関係者席及び報道席に区分するものとする。

(会議傍聴の周知)

第4条 会議の開催に当たっては、区ホームページへの掲載その他適当な方法により、傍聴ができる旨を周知するものとする。

2 前項の規定による周知に当たっては、会議の開催日時、開催場所、傍聴手続その他必要な事項を明示するものとする。

(一般席の傍聴手続)

第5条 一般席の傍聴を希望する者は、指定した期日までに、原則としてオンラインにより申し込まなければならない。

2 一般席の傍聴者の定員は、会場を考慮した上で、会議ごとに委員長が定めるものとする。

3 一般席の傍聴者の決定は、先着順で行い、定員に達し次第、申込みの受付を終了する。

4 委員長は、第1項の規定による申込みによる一般席の傍聴者数が当該会議における一般席の定員に達していない場合は、会議当日に会場において申込

みを受け付けることができる。

- 5 前項の場合において、一般席の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に必要事項を記入し、係員の指示に従い入場するものとする。

(入場の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場へ入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ヘルメット、鉢巻、たすき、腕章その他これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (3) プラカード、立看板、旗、のぼり、垂れ幕、危険物、笛、太鼓その他会場に持ち込むことが不適当又は不必要な物品を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議の進行を妨げ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、会議において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の席に着き、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、スマートフォンその他これらに類する機器の電源を切り、又は会議の妨げとならない措置を講ずること。
- (5) みだりに飲食又は喫煙をしないこと。ただし、水分補給その他委員長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 委員長又は係員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第8条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場を命ずることができる。

- 2 傍聴者は、会議が非公開とされたとき又は委員長から退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び入場することができない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年7月3日から施行する。